

## 東洋産業株式会社 分析検査等実施約款

本約款は東洋産業株式会社（以下「弊社」）が、分析検査依頼者（以下「依頼者」という。）から受託する分析検査（以下「分析」）に適用される、弊社および依頼者の間の基本的な合意事項を示します。

## ◆ 分析の受託について

- (1) 依頼者は分析を行う対象の物品（以下「検体」）および以下に該当する依頼文書を弊社に提供し、これをもって分析の受託が成立することとします。
  - (ア) 弊社指定様式を用いた検査依頼書
  - (イ) (ア)に相当する情報を網羅した別様式による依頼書または電子メール
- (2) 弊社が分析についての目的、検査方法、検体取扱い等を不適切と判断する内容については受託できない場合があります。

## ◆ 分析検査方法について

- (1) 基本的には分析検査は弊社が適切と判断した方法で実施します。
- (2) 依頼者から分析検査方法に指定がある場合、事前にご連絡をお願いします。その場合、弊社が妥当かつ可能であると判断した場合に、ご指定の方法を採用します。
- (3) 受託後、状況によっては分析方法の変更、分析の中止、検体の返却不可、その時点での費用請求が起る場合があります。
- (4) 弊社が実施する分析検査方法は、弊社固有あるいは公定法などとは異なる方法を取る場合がありますので、依頼者は弊社の事前の同意なく弊社が提示した分析検査方法を特許出願しないものとします。

## ◆ 分析料金について

- (1) 本業務の料金は、弊社の定めによります。見積書は依頼者からお申し出があった場合に発行します。
- (2) 料金の支払い条件、支払い方法は、弊社と依頼者の間で協議し、決定することとします。

## ◆ 検体等の提供・取扱いについて

- (1) 分析に必要な検体および情報は無償でのご提供をお願いします。
- (2) 検体が有害物質や危険物である等の場合、検体の取り扱いや運搬を行う際の、法令遵守や従事者への健康影響の理由により、受託に応じられないことがあります。
- (3) 提供された検体は原則として、ご指定がない限り返却の有無は弊社判断によるものとします。  
依頼者より返却不要の意思が示された場合には弊社にて廃棄しますが、検体が危険物等で容易に廃棄できない、または検体が大型、電化製品、大量であるなど、弊社が弊社負担にて廃棄できないと判断した場合は、依頼者にその廃棄費用を負担していただくこととします。

## ◆ 分析結果報告について

- (1) 分析結果の報告期日は、依頼者から示された要望に対し弊社から変更の申し入れをしなかったもの、または依頼者の問い合わせに対し弊社から回答したものとします。
- (2) 分析結果は、検定報告書として上記期日までに報告します。ただし、止むを得ない理由により分析が中止された場合においては、この限りではありません。また、検査の状況により期日が変更となる場合もありますが、その場合には弊社から依頼者にその旨の連絡を行います。
- (3) 検定報告書の記載内容については、分析の事実を記載いたしますので、内容につきましてはご了承ください。
- (4) 検定報告書は原則として、期日までに電子メール等で転写を送付し、報告書の原本は返却品とともに発送します。郵便等における運送業者等の責による事故および遅延につきましては、弊社は責任を負わないものとします。
- (5) 検定報告書の追加発行は、原則として発行日から3年以内に限り有償で実施します。

## ◆ 報告書等の掲載使用および譲渡について

- (1) 分析により得られた結果は依頼者に帰属します。
- (2) 依頼者が、チラシ、ホームページ等に弊社名とともに報告書の一部または全てを掲載する場合、事前に連絡をお願いします。掲載は、弊社許可を得たのち依頼者の責任において実施することとします。
- (3) 依頼者が他の分析機関に対し、検定報告書の原本、あるいは複写を参考資料などとして譲渡する行為は、事前に弊社の承諾が得られた場合を除き禁止とさせていただきます。

## ◆ 分析の変更・中止について

- (1) 分析の受託成立後の変更、中止については、その旨を文書または電子メールにて依頼者から弊社に連絡することとします。なお、それまでに発生した費用については実費で請求するものとします。
- (2) 検査上の事由により分析不能となる場合があることを予めご了承ください、この場合も、それまでに発生した費用については実費で請求するものとします。
- (3) 天変地異その他弊社の責に帰することのできない事由により分析の遂行が困難となった場合、両者協議の上その措置を決定します。

## ◆ 分析結果に対する責任について

- (1) 依頼者が分析の結果を利用することにより生じた損害や不利益については、弊社は責任を負いません。ただし弊社の責任に帰すべき理由により分析に誤りがあった場合、弊社は依頼者と協議の上以下のいずれかの措置をとるものとし、弊社はこれ以外の責任を負わないものとします。
  - (ア) 弊社の費用負担のもと分析の再実施
  - (イ) 分析費用請求の減額
  - (ウ) 誤りがあった分析料金額を上限として依頼者に損害賠償
- (2) 弊社の分析結果は、第三者の知的所有権に抵触しないことを保証するものではありません。

◆ 秘密保持義務について

- (1) 弊社は依頼者から開示、提供された検体および受託した分析に関する情報、分析実施の結果または分析受託検討の結果知り得た情報（以下総して「秘密情報」）について、依頼者の事前同意なしに、これを第三者には開示しません。ただし、次の各号に該当する情報はこの限りではありません。
  - (ア) 依頼者から開示された当時、既に公知、公用であった情報
  - (イ) 依頼者から開示される以前に、弊社が既に適法に所有していた情報
  - (ウ) 依頼者から開示された後、弊社の責によらないで公知となった情報
  - (エ) 弊社が正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (2) 前項の規定にかかわらず、分析実施または弊社のサービス向上のための活動に伴い、一部作業を第三者に委託あるいは第三者の見解を求める場合、前項の規定に基づき弊社が負担する義務と同様の義務を当該第三者に負担させることを条件として、弊社は当該第三者に秘密情報を開示することができるものとします。
- (3) 依頼者は、知り得た弊社の施設、機器、材料および職員に関する情報、管理方法、分析検査方法の詳細など弊社固有の情報については、これらを秘密に保持いただきます。
- (4) 依頼者および弊社は、行政機関、司法機関、または弁護士会から情報の照会または開示命令を受け、法的に開示すべきときは、本約款にかかわらず当該情報を開示することができるものとします。

◆ 個人情報の利用目的について

依頼者の個人情報は、分析に関わる連絡・確認、あるいは弊社よりの各種情報のご案内、アンケート調査等の送付等以外には利用しません。

◆ 反社会的勢力について

- (1) 依頼者は弊社に対し、依頼者、および依頼者の関係会社、およびこれらの役員と従業員は、反社会的勢力関与者ではなく、また、反社会的勢力関与者と何らの協力、資金および取引関係を有しない事を保証するものとします。
- (2) 前項の保証に反する、またはそのおそれがある事実が判明したときは、弊社は、通知催告を要せず、かつ賠償義務を負うことなく、直ちに分析受託を中止できるものとします。また実施済みの分析については、瑕疵がある場合を含め、一切の責任を負わないものとします。

◆ その他

以上の事項に関して疑義が生じた場合、両者は誠意を持ち、協議の上で解決するものとします。

なお本約款は日本国法に準拠し、日本国法に従って解釈されるものとします。

2023年4月1日策定